

税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の流行により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金が支給されます。資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。業種についても、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人なども対象です。

1. 給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円。

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

2. 給付対象の主な要件

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。

前年度の売上と比較する月は、2020年1月から2020年12月のうち、2019年同月比で売上が50%以上減少したひと月を事業者が選択。

(2) 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある。

(3) 法人の場合は

① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は

② 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下

※2019年に創業した事業者、売上が一定期間に偏在している場合などには特例あり。

※一度給付を受けた事業者は、再度申請することは出来ない。

3. 申請に必要な書類

証拠書類等の名前	法人	個人
確定申告書類	確定申告書別表一 法人事業概況説明書(両面)	確定申告書第一表 所得税青色申告決算書(青色申告のみ)
2020年分の対象とする月の売上台帳等	売上減少となった月の売上台帳等の写し	
通帳の写し	銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、 口座名義人が確認できるもの	
本人確認書の写し		身分証明書の写し 個人番号カード、運転免許証等

※添付資料の保存形式は、PDF、JPG、PNGで、スマホ等の写真画像でも可。

4. 申請方法

持続化給付金ホームページから電子申請。

電子申請に不慣れな方や困難な方に対しても、感染防止対策も講じた上で、予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う申請サポート会場が全国に順次設置される予定です。